

事業計画書

(令和3年度)

社会福祉法人 みきた福祉会

生活介護事業所 みきた作業所

はじめに

令和2年度に生活介護単一事業となり、年月の流れと共に利用者のニーズも変化し、今までより多岐に亘る支援を求められるようになりました。職員全員で結束と意識を高めて取り組んでまいりましたが、利用者や施設を取り巻く環境が新型コロナウイルスという未知なる感染症が蔓延することで、これまでにない時間や思いをしながら、それでも以前のように「変わらない毎日」が過ごせるようにと日々緊張感を持って活動に支援に取り組みました。新型コロナウイルス感染の拡大によって状況が刻々と変化し翻弄されながらも歩みを止めず、この先も新型コロナウイルスの影響が何度も波のように押し寄せてくるとは思いますが、利用者にとり「生きがい」や「居場所」「変わらない毎日」を守り続け、ウイルスから身を守る守備的な戦いでしたが、これからは共に生きる攻めの戦いで新しい生活様式を取り入れながら、利用者の笑顔を引き出す支援と感染症対策の両輪で、そして職員の専門性啓発向上と個々の人間性研磨に努め、更なる前進、成長、進化を目指してまいります。

社会の状況が今後さらに「2025年問題」として地域社会の課題が大きく多様化し、複合的になってきていることを踏まえて、法人としての役割や責任を再確認し、令和3年度においてはサービス品質の向上や人材育成は基礎的な重要課題ですが、特に事業の安定経営が喫緊の課題となっていますので、事業での収益を確保するとともに、情報化をすすめる、働きやすい職場環境と洗練されたチームの実現を目指していきたくと考えています。

I みきた福祉社会事業計画

- ① 障がい者が安心して活動できる環境の提供を目指してまいります
- ② 財政基盤を強化するため、サービス利用者が定員を満たすよう支援学校や相談支援センター等関係機関との連携を強めると共に無駄な支出を抑制し経費削減に努めます
- ③ 障害福祉サービス提供に関わる法人職員が、人間性を一層深め知識・能力の研鑽に努め、支援者として信頼されるよう職員育成に努めてまいります
- ④ 従業員が張り合いを持って意欲的に業務に専念できるよう、労働環境の整備に努めてまいります
- ⑤ 現利用者のニーズを踏まえ、生活介護事業を提供いたします
- ⑥ 障がい者及び障がい者を抱える家族の高齢化が進み、障害の重度化による機能低下等が進む状況もあり、新たな事業展開として共同生活援助事業を開始することを目標にグループホーム事業等開設計画作成に着手いたします

1 運営の基本方針は以下のとおりです

みきた福祉会は「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」この理念を法人運営の基本とし以下のことを推進してまいります

- ① みきた作業所が提供する福祉サービスが利用者ひとりひとりの特性に配慮し、良質なサービスが受けられるよう事業所環境・支援体制の向上を図ってまいります
- ② 障がいのある方々が地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう、社会福祉法人としての基盤強化に努めてまいります
- ③ 理事会・評議員会の活性化を図ると共に事務機能を強化し、より適正な法人運営に努めてまいります
- ④ 期待される福祉サービスが提供できるよう、職員の資質向上を図るため職員研修を計画的・継続的に進め、法人職員全員が自己研鑽に努めてまいります

II みきた作業所 事業計画

昨年度はコロナ禍での活動を強いられる事となり、様々な行事や余暇活動が中止せざるを得ない結果となりました。しかしながらこの状況の中でも充実した活動を行う為に昨年度の経験を活かし、利用者ひとりひとりが楽しみをもって活動できるよう支援を取り組んでいきます。

利用者個々の障がい特性に応じた「はたらく」と余暇活動に対し「なにかしたい」の気持ちを大切にす為、自己選択・自己決定して頂ける環境を提供してまいります。また、活動を通して日常生活動作の維持・向上にも力を注ぎます。

1 運営の基本方針は以下のとおりです

障がいのある人がかけがいのない一人の人間としてその人格が尊ばれ、社会の一員として誇りを持ち、周りに助けられながらも自立した生活が営めるようひとりひとりの人権を擁護し、寄り添い見守り支援してまいります

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援、生産活動、創作的活動（余暇活動）などの機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます
- ③ 地域との結びつきを重視し、市町村・他の障害福祉サービス事業者、その他の医療サービス等を提供する者との連携に努めます

- ④ 障害者総合支援法等関係法令を遵守し、生活介護を実施します

令和3年度も以下の重点目標を設定し事業推進を図ることとする

- 1.生産活動
- 2.生活支援 日常生活上必要となる支援全般
- 3.福祉サービスの充実・強化とコンプライアンスに努める(サービスの質の維持と向上)
- 4.利用者の権利擁護
- 5.関係法令・運営規程等の遵守 信頼性と透明性の確保
- 6.個人情報の適正管理
- 7.防災、危機管理体制の強化
- 8.活動中の事故防止や感染予防等利用者の健康・安全を一層守る為、事故防止マニュアル・感染症予防マニュアル等の見直しと遵守、ヒヤリ・ハット報告の活用等徹底する(健康管理・リスク管理)
特に、新型コロナウイルス対策とし、場面による施設内の消毒、常時換気、密を避けての活動、湿度管理、送迎車乗降時・入退室時における手指の消毒、送迎車使用後の消毒、家庭での検温(来訪者にも検温実施)、食事摂取時の分散(1階、2階に分けて)、アクリル板を設置(昼食時)、手洗いうがいの徹底 等々
- 9.障害のある人が地域生活を送る上で必要となる福祉サービスが有効に活用できるよう 関係機関等とのネットワーク構築を推進し連携強化を目指します

利用者支援目標

利用者個々のペースに合わせて生産活動や創作的活動(余暇活動)に取り組みます。一方、場面に応じて協調性を持って行動する機会も提供することで社会性も身につけてもらう。また、日常生活動作の維持・向上にも目を向け、日々の生活支援も精力的に行ない、総合的に将来を見据えた支援を提供していきます

生産活動(はたらく訓練)

利用者自身の障がい特性を考慮・配慮しながら、可能性を引き出せる活動として簡単な内職作業や畑作業を基本午前に提供し、また希望者には1日生産活動を実施するために安定した生産活動の提供に努めます。活動で得た収入は必要経費を除いてお給料として支給します。生産活動の機会を通じて、その知識及び身体・能力の維持・向上のために必要な訓練も行います。また施設内は常に清潔・安全・整理整頓に努め、利用者が快適に活動できる環境を整備し、野外での活動(畑作業、墓の清掃)も継続して行っています

- ・簡易受注作業(折り込み広告の挟み込み、建築副資材組立て等)

- ・受注先企業名 (株)結一産業 西川乳販(株) (株)ふじえ 他
- ・野菜生産(畑作業)大根、玉ねぎ、イモ類、ホウレン草、
その他季節に応じた野菜を販売及び加工品作り
- ・施設外での生産活動 墓の清掃

生活支援(日常生活上、必要となる支援を提供します)

- ・利用者の能力・特性・障がいの状況等を的確に把握し、より良い生活習慣が習得できるように日々の活動の中で支援する
- ・食事や排せつ等に関する必要な支援
- ・社会的マナーや交通ルール・身だしなみや言葉使いなどの習得に関する支援
- ・その他日常生活に必要な支援

創作的活動等(余暇活動)

基本毎週月曜日から金曜日の午後と第1第3土曜日は利用者の得意を活かした創作活動、季節行事、買い物体験、日常動作訓練(調理実習)、健康面を意識した運動訓練(体力作り)、自己表現活動、施設内外でのスポーツやレクリエーション等活動を計画的に実施します。ただし、余暇活動が午前・午後と入れ替わることや活動内容により1日余暇活動になることもあります

- ・堺市南区役所 みなみかぜ交流広場での活動へ参加する
- ・他施設の当事者交流

個別支援計画

生活介護に求められるサービス内容を踏まえ、また利用者個々のニーズを的確に対応するため、それぞれの想いを確認し、利用者に影響を与えている環境・状況を考慮し、利用者の可能性を大切にしながら抱えている課題を解決に向けた適切な個別支援計画を立てます。ひとりひとりの持つ個性や気持ちを大事にした具体的で着実な支援を展開していきます。併せて定期的に利用者・保護者と個別的に話し合いの場を持ちながら支援内容等の確認に努めます。

みきた作業所の実施事業

1 事業の種別

生活介護事業認可

平成31年4月1日(事業所番号 2716400540号)

2 事業の内容

- ① 生活支援
- ② 生産活動に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ③ 防災・安全に関する訓練等
- ④ 健康管理
- ⑤ 行事・余暇活動の実施
- ⑥ 訪問支援
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ ①～⑦に付帯するその他必要な介護、訓練、相談、助言等
- ⑨ 利用者等からの苦情・相談に関すること
- ⑩ 介護給付費等の請求・受領業務

3 事業所の概要

- (1) 施設所在地 堺市南区別所 1480 番地 1
- (2) サービス利用定員 20 人
- (3) 令和 3 年度当初利用者数 16 人

職員配置	施設長 (生活支援員兼務)	1 名
	サービス管理責任者	1 名
	生活支援員 (運転手兼務)	5 名
	事務員 (生活支援員兼務)	1 名
	看護師	1 名
	嘱託医	1 名

4 利用者さんの 1 日の流れ (月～金)

8:20 ~	職員朝礼	13:15 ~	就労訓練及び余暇活動
8:30 ~	送迎 (3 コース)	14:00 ~	休息 (水分補給)
10:15 ~	朝礼・ラジオ体操	14:15 ~	就労訓練及び余暇活動
10:30 ~	就労訓練活動	15:00 ~	片付け・清掃
11:15 ~	休息 (水分補給)	15:20 ~	帰宅準備・終礼
11:30 ~	就労訓練活動	15:30 ~	送迎 (納品)
12:15 ~	昼食・休憩		

午前・午後の活動が全て同じ 1 コマ 45 分の活動時間となります。

* 第 4 週目の木曜日は、よりよい支援を継続的に行うために職員会議を実施する為、半日帰所となります。

(第4木曜日) 午後からの流れ

13:15 ~	掃除(拭き掃除)
13:45 ~	帰宅準備・終礼
14:00 ~	送迎(納品)

利用者さんの1日の流れ(第1・第3 土曜日)

8:20 ~	職員朝礼	13:45 ~	帰宅準備・終礼
8:30 ~	送迎	14:00 ~	終礼・送迎
10:00 ~	朝礼・ラジオ体操		
10:00 ~	室内外 外出訓練		
12:15 ~	昼食・休憩		

5 年間行事予定 (新型コロナウイルスの感染状況をみながら)

春・秋の社会訓練 暑気払い(8月)忘年会(12月)親睦会(3月)など 季節に応じた行事を行います。堺市スポーツレクリエーション大会への参加(11月3日)

6 健康管理

個々の障害特性を踏まえながら、仲間と楽しく過ごし、身体を動かす事で気持ちも明るく前向きな生活・思考へと変わっていく事も多く、またどうしても活動量の少ない利用者が豊かな人生を送れるよう健康の維持にも力をいれるとともに、年々重度化・重症化・高齢化が進んでいます。障がいの程度も多種に亘ってきていますので、ご家族や嘱託医・職員と連携し、日々の健康管理により、病気の予防・早期発見に努めます。また、日々の健康観察・保護者や施設職員からの連絡等により健康状態や服薬を把握する。

- ・バイタル・データ記録 (通所後、血圧測定)(検温は通所後と帰宅前に実施)
- ・嘱託医による健康管理等(毎月第1水曜日の午前)
- ・健康診断(年1回、5月) 嘱託医 清水内科 清水医師
- ・歯科検診(年2回、6月・11月) 医療法人 たんぽぽ会歯科
医師の助言を得て利用者の健康維持に努める
- ・感染症予防のため、手指の消毒(年間通して)やうがい、マスクの常時着用(新型コロナウイルスの状況を見て)、自宅での検温
- ・施設においての発熱・外傷・てんかん発作等に対しては応急手当てをし、必要に応じて医療機関や家族等と連絡をとるなど適切な対応に努める

7 防災・避難訓練

近年、軽微な事故から地震・火災・土砂災害といった生命に関わる大きな非常災害が発生しており、発生予防と発生時の被害を最小限に留める努力を施設は求められています。災害発生時に迅速に行動ができるよう、災害発生に備え避難訓練・施設内の避難経路等の確保・充実を図る。(令和2年度に愛恵福祉支援財団より助成を受け防災備品の整備を行いました)

火災・地震・土砂災害等の災害を想定し、令和3年度みきた作業所消防計画に基づき、利用者と支援者の組み合わせによる避難体制を確立し、下記のとおり避難訓練を実施、迅速に対応できるよう訓練する。

避難訓練年間予定表

実施月	訓練の内容	実施月	訓練の内容
3. 6月	地震想定した避難訓練	3. 12月	土砂災害を想定した避難訓練
3. 9月	防災訓練(消防署に協力要請)	4. 3月	火災を想定した避難訓練

8 広報活動

ホームページにより施設情報の提供をより充実した情報提供を積極的に行う

- ・ホームページ (法人情報公開) ホームページの更新 (年3回)

9 ボランティア・実習生の受け入れ

- ・各種行事等で一般ボランティアの受け入れ

関係分野の団体等と協働しながらボランティアの活動ニーズの把握・コーディネート・広報活動を行い、地域のさまざまな世代の住民がいつでも、どこでもボランティア活動の担い手として参加できる、あるいは必要な活動の提供を受けることができるようにする

- ・支援学校生(利用予定者含む)の実習受け入れ

- ・支援学校生徒保護者の見学受け入れ

卒業後の進路選択の参考としての施設見学を受け入れます

- ・地域の利用希望者の実習受け入れ

相談支援事業所等を通じて体験等の希望があった場合に行います

(但し、新型コロナウイルスが流行している時は感染の状況を見て判断する)

10 第三者評価受審

評価シートに基づき自己評価を重ね、段階を得て第三者機関の評価受審に移行を計画する

11 その他

その他必要な事項については運営規程・重要事項説明書・利用契約に基づいて利用者(保護者や後見人等)に説明と同意を求めたうえで適切に実施する

従来から行っている感染症対策を含め、新型コロナウイルス対策も同時に講じて行っていますが、クラスターの発生源にならないよう、そのときの状況に応じたサービス提供時間等の対応・対策を行います